

会計検査院規則第七号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月一日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則について

1 総務省において、所掌事務の円滑な遂行を図るための組織再編が行われることとなった。

この組織再編では、総務省全体の国際関係事務の総括事務を情報通信国際戦略局に所掌させるとともに、局の名称を国際戦略局に変更し、また、サイバーセキュリティの確保に関する事務の総括事務を情報流通行政局に所掌させることなどとしている。

今回の総務省の組織再編により国際戦略局及び情報流通行政局が新たに所掌する総括事務の内容は、内部の連絡及び調整であり、予算執行を伴う事務等に変更が生ずるものではない。

したがって、現行の検査体制は維持し、別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄について、情報通信国際戦略局の名称の変更に伴う改正を行うものである。

2 この規則は、公布の日から施行する（公布は平成二十九年九月一日）。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

別表（第八条、第九条関係）

第五局	局	課及び上席調査官	事務分掌事項
(略)		情報通信検査課	総務省 国際戦略局 、情報流通行政局及び総合通信基盤局、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務
(略)			

別表（第八条、第九条関係）

第五局	局	課及び上席調査官	事務分掌事項
(略)		情報通信検査課	総務省 情報通信国際戦略局 、情報流通行政局及び総合通信基盤局、情報通信政策研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の検査に関する事務
(略)			